

路政課による事務所支援の取り組み

渡邊 竜晴

道路部 路政課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

どのような仕事にも共通することだが、初めて若しくは久しぶりに携わる業務となれば、誰しもその業務を適切に遂行できるか不安を抱かずにはいられないだろう。

路政課では、事務所における道路管理業務に対する支援として、路政課単独若しくは他課と合同で各種の取り組みを実施している。

今回はPRも兼ねて、それらの取り組みを紹介する。

キーワード：事務所支援，道路管理，初任者，スキルアップ

1. はじめに

道路管理業務と一口に言っても、その内容は路線の指定に始まり、道路区域の決定、供用の開始、占用等の許認可、巡回、維持や修繕と非常に多岐にわたる。特に事務所においては、占用等の許認可、管理瑕疵、道路損傷、境界確認、その他行政相談対応といった一般の方々を対象とする窓口業務が重要である。一般の方々、私たち行政機関の職員をプロとみて、それなりの対応を求めてくる。したがって、私たちは道路法を中心とした各種法令に精通していることが求められる。難しい判断を迫られることも多いだろう。法令及びその運用に関する理解に必要な「基礎知識」や道路管理の実態を知る「経験」に加えて、効果や影響を予想する「合理的な思考」が備わっていれば、的確な判断が可能になる。しかしながら、多くの職員は、初めて若しくは久しぶりに道路管理業務に携わるため、業務に関する知識不足に不安や疑問を抱えながら、厳しい環境の中で日々の業務をこなしているのではないかな。

他の部署も同様であろうが、路政課では事務所における道路管理業務に対する支援として、知識の習得や業務上の問題の早期解決等を目的に、他課との合同実施も含めて主に以下を実施している。

- (1) 道路管理初任者会議
- (2) 道路管理担当者会議
- (3) 道路占用関係事務に関する打合せ
- (4) 出前業務相談

2. 道路管理初任者会議

まずは、毎年4月に実施している「道路管理初任者会議」である。

本会議は、初めて若しくは久しぶりに道路管理業務に携わる職員を対象に、路政課、道路管理課、高規格道路管理センターが合同で実施している。

その内容は、表-1のとおり道路管理業務の入門編としてのテーマを5つ設定している。各テーマの担当課長補佐等がテキストを作成のうえ説明し、最後に参加者からの質疑に答える形式である。

平成27年度は、事務系・技術系合わせて37名が参加した。

なお、平成28年度道路管理初任者会議は、事務系・技術系合わせて約50名の参加を予定していたが、平成28年熊本地震への対応を優先して中止し、会議資料をイントラネットに掲載するのみとした。

表-1 道路管理初任者会議（平成28年度予定）

担当課	テーマ（時間）
路 政 課	①管理瑕疵（35分） ②原因者負担制度（35分） ③道路法許認可事務（法24条・32条）（40分）
道 路 管 理 課	④道路管理（60分）
高規格道路管理センター	⑤道路の危機管理（60分）

3. 道路管理担当者会議

次に、毎年5月から10月にかけて8月を除く毎月計5回開催している「道路管理担当者会議」である。本会議は、役職を問わず道路管理業務の実務経験が浅い職員を対象に、路政課、道路管理課、交通対策課、高規格道路管理センターが合同で実施している。その内容は、表-2のとおり道路管理初任者会議に比べ、より詳細なテーマを設定して、各課担当係長以上がテキストを作成

のうえ説明する形式である。以上、2つの会議については、会議資料をイントラネットにて公開し、当日会議に参加できなかった職員にも対応している。

表－2 道路管理担当者会議（平成27年度実績）

開催月	担当課	テーマ（時間）
5月	路政課	道路行政総論（120分）
	高規格道路管理センター	道路の危機管理（初動体制）（60分）
	道路管理課	これからの維持管理（60分）
25名参加		
6月	路政課	損傷事務（80分）
	道路管理課	津波・地震対策（道路啓開）（80分）
		道路保全（80分）
25名参加		
7月	路政課	道路の区域について（80分）
		管理瑕疵・訴訟（80分）
	交通対策課	特車事務（80分）
15名参加		
9月	路政課	境界確定について（80分）
	道路管理課	道路構造令と道路法24条（80分）
		道路の地下空間利用（80分）
34名参加		
10月	路政課	占用関係（80分）
	交通対策課	交通安全施策（80分）
		ITSの取り組みについて（80分）
27名参加		

4. 道路占用関係事務に関する打合せ

次は、毎年5月前後及び10月前後の2回実施している「道路占用関係事務に関する打合せ」である。

本打合せは、路政課単独で実施しており、道路管理業務のうち、道路占用関係事務に特化したもので、その内容は表－3に示すとおり、道路占用制度、道路占用許可申請書類審査のポイント、道路占用料の算定方法、道路占用システムの操作方法といった道路占用関係事務を進めるうえでの基礎的知識、最新の関係法令及び通達等の説明や道路占用に関する最近の話題を通じた注意喚起等、道路占用関係事務を進めるうえで非常に重要、かつきめ細やかな内容に及んでいる。

併せて本打合せでは、事前に参加者より道路占用関係事務に関する質疑を募り、本打合せにおいて回答し、参加者全体での共有化を図っている。

表－3 道路占用関係事務に関する打合せ（平成27年度実績）

開催月	打合せ内容
5月	①道路占用申請の審査手順、占用料の計算について ②道路占用システム利用上の注意点について ③道路占用システムのサーバ更新について ④道路占用適正化事業の予算執行等について ⑤道路占用を巡る最近の話題について ・事例紹介（占用料過誤徴収） ・道路占用許可物件の安全確認について ・次期占用料改定（H29）に向けて（再周知） ・自動販売機の道路占用について ・その他（37条制限、占用入札、電気事業法改正、行政不服審査法改正）
23名参加	
11月	①更新許可、年度額徴収に向けた作業について ②道路占用システムのサーバ更新について ③道路占用許可手続きに係る業務効率化について ④道路占用適正化事業について ⑤その他 ・適切な占用料徴収について ・占用物件の安全確認について ・事務所課長専決に係る決裁区分について ・文書管理システムの補助簿について ・行政不服審査法の改正について ・光ケーブル切断事故への対応について ・その他（無電柱化関係、ステッカー）
24名参加	

5. 出前業務相談

次に、毎年概ね12月までに適宜実施している「出前業務相談」である。本取り組みは、路政課単独で実施しており、各事務所が日頃の業務において生じた疑問や不安等について、路政課職員が事務所へ赴き路政課等の意見を示し、また、懸案箇所等を現地確認により把握することで、これらの相談等案件の早期解決を支援しようとするものである。

相談内容は、路政課担当業務以外の内容も含み、原則として事前に事務所より募り、場合によっては関係課と調整のうえ訪問当日に回答する形式だが、当日その場で新たな相談を受けることもある。

業務に関する相談は、通常においても事務所より受けて対応しているが、本取り組みは、路政課職員と事務所道路管理担当職員とが直接顔を合わせることで、相互の距離を縮め、日頃の業務における連携や意思疎通の円滑化を図ることも目的としている。

平成27年度は表－4のとおり、10事務所に対して実施し、業務相談の議題は、許認可、道路損傷、管理瑕疵、道路区域、敷地管理、特殊車両、その他と幅広い分野にわたり、案件は総数62に及んでいる。

相談内容を見ると、非常に専門的かつ特殊で、他機関との連携を要するものもあり、道路管理という業務が、幅広く一筋縄ではいかない難しい業務であることを再認識するとともに、現場の第一線で事務処理に当たる事務所出張所担当職員の皆様の苦勞に思いを馳せる。

相談案件のうち、他の事務所にも周知した方が良いと思われるものについては、イントラネットに掲載のうえ公開している。これら知識や情報の蓄積が、同様の問題を抱える部署で共有され、活用されることは全体のスキルアップに非常に有効な取り組みである。

表一 4 出前業務相談（平成27年度実績）

事務所名	案 件
多治見	【道路損傷】①道路区域内に影響のありそうな民地内の大型看板 ②道路損傷において道路管理者が負担すべき範囲 ③道路附属物損傷台帳の保存期間 【管理瑕疵】④通過車両からの飛雪による車両・人への損傷 【敷地管理】⑤道路内民地の扱い 【特殊車両】⑥特殊車両審査事務業務の積算（連絡車運転費雑費） 【その他】⑦道路法95条の2の扱い
岐阜国	【許認可】⑧入札による道路占用 ⑨鉄道事業の占用 【管理瑕疵】⑩管理瑕疵の過失割合及びその理由 【敷地管理】⑪ホームレスの対応
高 山	【管理瑕疵】⑫スチールファイバーの飛散に伴う管理瑕疵および対応 ⑬突発的な道路への落石対応 ⑭管理瑕疵（飛び石・倒木） ⑮道路管理者の責任範囲 ⑯交通事故への対応 【敷地管理】⑰官民境界立会確認の要領
静 国	【許認可】⑱道路区域外への占用許可 ⑲単年度で更新許可した定率占用料物件の再更新時の占用料算定手法 ⑳占用許可済電力柱への許可標示板設置義務 【管理瑕疵】㉑管理瑕疵の有無判定と過失相殺の割合判定の相違 【敷地管理】㉒官民境界確認後の施設の扱い ㉓地籍図から座標値化した点と用地境界杭（座標値）とが異なる場合の境界確認 【道路区域】㉔道路台帳附図Ⅱ記載の公共測量成果座標値の開示 【その他】㉕防災ヘリポート設置者における施設使用に関する法的位置付け
沼 津	【許認可】㉖24条工事における乗り入れ幅の考え方 ㉗看板と施設の案内表示板の違い
浜 松	【許認可】㉘占用申請に添付する書類 ㉙義務占用における計画書の提出 【敷地管理】㉚区域を変更し他の道路（市道）として使用する場合は無償貸付又は譲与 ㉛無償貸付により市道として管理している国有財産の処理の仕方
名 国	【許認可】㉜道路法24条乗り入れ申請における官民境界 【管理瑕疵】㉝安全対策における標示方法 【その他】㉞公印省略 ㉟国道23号の距離標 ㊱放置自転車の対応 ㊲自歩道（自転車歩行者道）管理の取扱
紀 勢	【許認可】㊳現道移管箇所の占用物件 ㊴不法占用の看板 ㊵植栽帯の上に置かれたゴミの処理 【道路損傷】㊶未成年者の道路損傷 【敷地管理】㊷道路内民地の取扱い ㊸道路区域内の県名義の土地における官民境界立会 ㊹無償借地箇所（道路敷地法面部分）の返還 ㊺境界立会の確認書 【道路区域】㊻公安委員会との協議 ㊼現道移管の手続き ㊽民地内における法面防災工事で設置する施設の道路区域編入 【その他】㊾林業が盛んな地域における道路の保全
北 勢	【道路区域】㊿名阪国道側道の管理引き継ぎ 【管理瑕疵】㉡動物と車両の衝突に対する道路管理者責務 ㉢落下物による事故は荷主の責任である事例紹介 ㉣歩行者の進入に対する防止の責務 【その他】㉤民地からの樹木張り出しへの対応策
飯 田	【許認可】㉥監督処分に伴う損失補償 【管理瑕疵】㉦管理瑕疵が生じた場合の休車損害・休業損害 ㉧管理瑕疵の基準・事例 ㉨倒木対応 【道路損傷】㉩損傷事務 【敷地管理】㉪境界立会等 ㉫用地外構造物の取扱 【その他】㉬道の駅での乗馬体験

6. 道路管理初任者・担当者会議参加者の反応と

対策

これまで、路政課による事務所道路管理業務支援の取り組み内容を紹介してきたが、特に発表者が事務局として携わっている「道路管理初任者会議」及び「道路管理担当者会議」の参加者の反応及び事務局としての対策を見ていくこととしたい。

（1）道路管理初任者会議

道路管理初任者会議では、今後の会議改善の検討資料とすべく、会議参加者に対して会議の内容や運営等に係

る感想や意見についてアンケートを実施している。

平成27年4月実施分のアンケートの結果を集計すると、回答者34名のほぼ半数16名より、「役立った・良かった」との評価を得た。しかしながら、その一方で、全体的に説明内容のボリュームが多く感じられたようで、会議時間の拡充やゆっくりとした説明、説明内容の整理を求める意見も延べ18名と多く寄せられた。

このため、平成28年4月実施予定分では、「管理瑕疵・訴訟事務・原因者負担制度」から、比較的緊急性が低い「訴訟事務」を除外して十分な時間を確保するよう対応した。

(2) 道路管理担当者会議

道路管理担当者会議においても、今後の会議内容改善の検討資料とすべく、会議参加者に対してアンケートを実施している。アンケートの内容は、各テーマに関する理解度や関心度、特に理解できなかった点や興味を持った点、逆に興味を持てなかった点、その他会議に対する感想や気付いた点、新たに取り上げて欲しいテーマ等の意見や要望を自由に記載していただく形式を採っている。

アンケート結果のうち、各テーマに対する理解度及び関心度は表-5に示すとおり、各テーマとも概ね高いと言える。

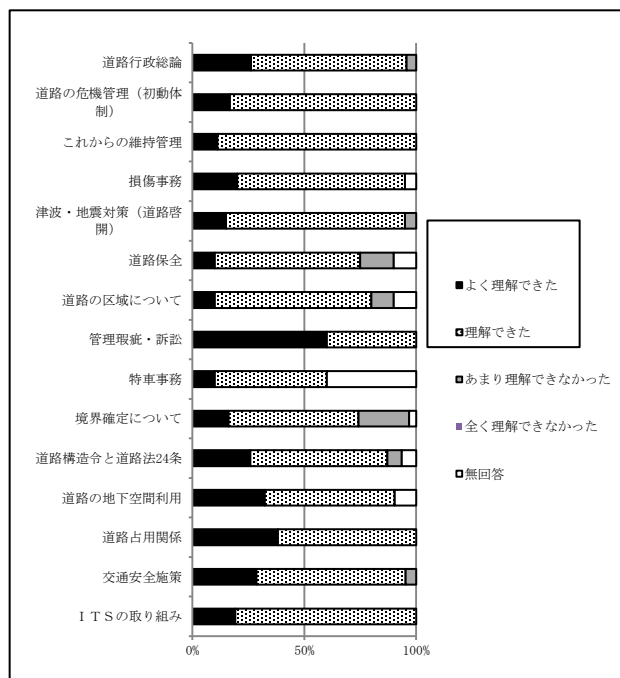
他方、自由記載された内容で、特に各テーマの内容に関する意見や要望としては、「法令の条文抜粋を掲載して欲しい」、「出張所職員として何をすべきか分からなかった」、「道路管理初任者会議と内容が重複している」、「早い時期に開催して欲しい」、「許認可について具体例を交えて詳細に説明して欲しい」、「不法占用対策の実務や好事例を紹介して欲しい」、といったものである。

各テーマに関する意見等は、それぞれ各担当者に伝え、対応を検討していただくこととしている。平成28年5月期実施の同会議においては、条文抜粋を別途資料として準備しており、前年度のアンケート結果を踏まえた内容に改めている。

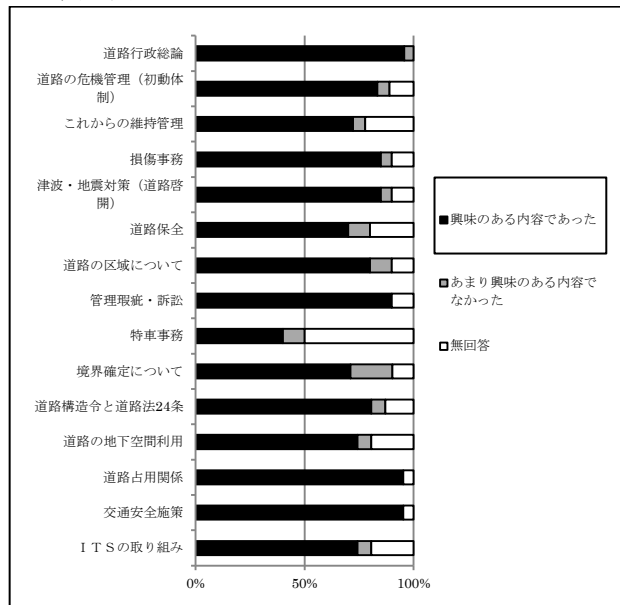
さらに、同アンケート以外の方法でも事務所の要望を反映して、テーマを新たに設けた実績もある。かねてより出前業務相談や会議の場において、境界確定では、相手方が土地家屋調査士という専門家であるのに対して、当方は土地境界等に関して全くの素人が対応しなければならないという状況であり、担当者として知識を習得しておきたい、との声が事務所より寄せられていた。それを受けて、平成27年度においては、「境界確定について」というテーマを新たに設け、不動産登記の専門家である土地家屋調査士を外務講師に迎えて実施した。本テーマは夏季休暇期間中にも関わらず、多くの方に参加いただいた。なお、当該テーマについては、会議実施後のアンケートによると、事例を交えた解説を聞きたいと望んでいた参加者にとっては、用語の説明が多く、望んでいたような内容ではなかったとのことであった。事務局としてアンケート結果を伝えたとところである。本テーマについては、平成28年度も実施を予定しており、内容の改善を期待するところである。

表-5 道路管理担当者会議アンケート結果（平成27年度実績）

1. 理解度



2. 関心度



7. 最後に

以上、路政課による事務所への道路管理業務に対する支援の取り組み全体を、後半は発表者が担当している道路管理初任者・担当者会議に焦点を絞って紹介してきた。

今回紹介した取り組みについては、見直しが十分でない点もあるだろう。今後も事務所のご意見ご要望を的確に把握しながら、これらの取り組みを継続実施していきたい。路政課は、道路管理業務に関す

る様々な問題の解決を事務所任せにせず、あくまで事務所と連携してそれら問題の解決に当たっていきたいと考えている。その際には、事務所は事前に関係法令等を十分に調べたものの、法令どおりの対応では解決できずに困っているのであり、路政課にはコンプライアンスを踏まえた現実性のある回答を求められていることを認識しておかなければならない。

道路管理業務で分からないこと、不安なことがあれば、遠慮せず路政課までご相談下さい。